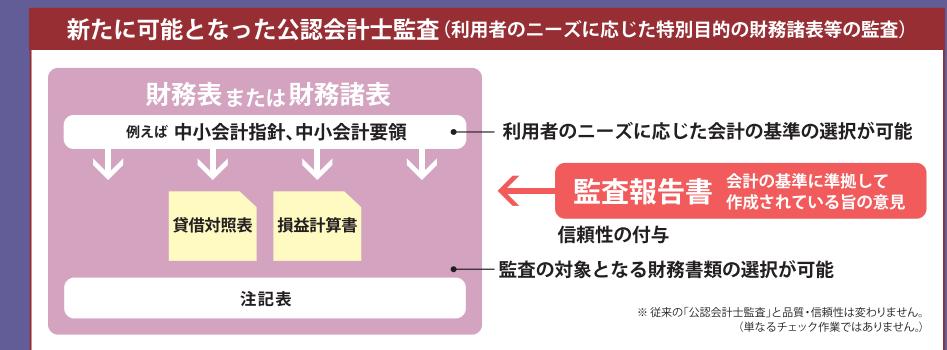
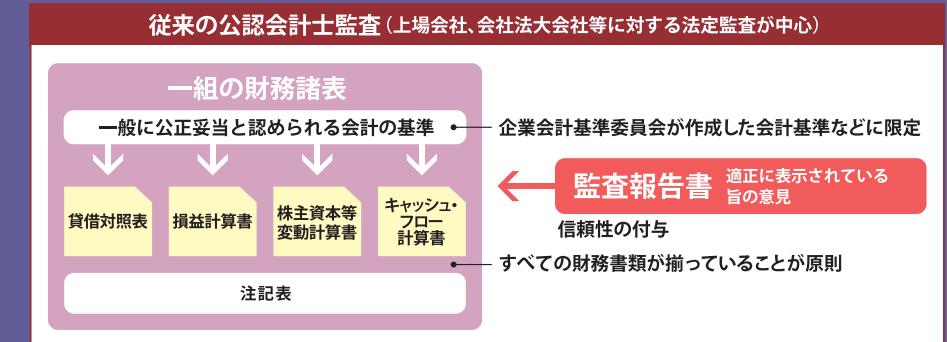


# 「公認会計士監査」の対象が広がりました。

より柔軟に対応！信頼性を付与する「公認会計士監査」。

金融商品取引法監査と会社法監査に代表される「公認会計士監査」は、一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成される一組の財務諸表を対象に、財政状態や経営成績等を適正に表示しているかどうかについて意見を表明する監査が中心でした。平成26年2月の監査基準の改正により、新たに提供できる「公認会計士監査」の範囲が広がりました。財務諸表に対して合理的な水準の保証を与えるという従来の監査の品質を維持したまま、これまで対応できなかった範囲にも公認会計士による監査(保証)を提供できます。

- 1 特別目的の財務諸表の監査
- 2 財務諸表の一部に対する監査
- 3 準拠性の意見(監査)



「公認会計士監査」を受けることによるメリット

- ①公認会計士による監査報告書が添付されていることにより、財務諸表の信頼性が向上します。
- ②監査の過程において、監査および会計の専門家の目を通すことにより、内部統制の整備や業務プロセスの改善、重要な資産の実在性の確認などのメリットも期待できます。

「公認会計士監査」とは…

「公認会計士監査」は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づき、一定の品質管理システムの下で実施されるものであり、財務諸表に対して高い信頼性を付与(保証)します。一般的に「監査」という言葉は様々な局面で使用されていますが、「公認会計士監査」は、それらとは異なり、監査及び会計の専門家として、独立の立場から実施されるもので、公認会計士又は監査法人だけが提供できる業務です。